

ホテルメトロポリタン長野（以下「ホテル」といいます。）では、結婚ご披露宴に関して以下のとおり規約を定めておりますので予めご了承下さい。

（契約の成立）

1. ご披露宴のお申込は、以下の「結婚ご披露宴規約」にご同意いただいた上、ホテル所定の「ご婚礼承り書」に必要事項をご記入いただきます。ご記入いただいた内容をホテルが確認し応諾の意思表示をしたときをもって契約（予約）の成立とさせていただきます。

（予約金）

2. ご契約時に予約金 10 万円をお支払いいただきます。この予約金はご披露宴費用等に充当させていただきます。お振込みの場合は、申込日より 1 週間以内のご入金をお願いいたします。応諾の場合には「ご婚礼承り書」をお渡しさせていただきます。又、この予約金はホテルの事情でご契約が解除となった場合を除き返還いたしません。

（前受金）

3. ホテルから提示いたしましたお見積金額の 50%相当額を、内金としてご披露宴当日の 7 日前までに、原則として現金または振込にてお支払い願います。ただし、ホテルが特に認めた場合はこの金額のお支払を猶予することがあります。

（ご披露宴時間と追加室料）

4. ご披露宴会場等の使用開始から終了までの時間はご契約時に所定の室料等としてお見積しておりますが、この時間を超過した場合は追加室料等をいただくことがございます。ただし、次の会場使用時刻との関連でご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

（有料人数の確認）

5. お料理等をご用意させていただく人数（以下「有料人数」といいます。）の確認は、開催日前日の正午までにご連絡いただきますようお願いいたします。それ以降は手配が全て完了しておりますので、変更に応じることにはできませんので有料人数分の料金をご請求させていただきます。

（食物アレルギー）

6. 食物アレルギーをお持ちのお客様へのお料理は、別紙のアレルギー調査表のご記入をお願いいたします。尚、「アレルギー物質を含まないメニュー」は他メニューと同一厨房で調理するため、又、食器洗浄機器についても他メニューと共通のものを使用するため、加工または調理の過程において、アレルギー物質が混入する可能性があります。又、アレルギー症状が重篤のお客様には料理の手配ができない場合がございます。又、個々の好みによる食材変更はお受けできません。

（期日の延期）

7. ご都合により挙式・披露宴日を延期される場合は、お預かりしております予約金を延期のお申し出の日より 1 年間有効とさせていただきます。なお、延期される場合は実費以外に変更に伴う費用をお支払いいただきます。

（装飾・演出の手配）

8. ご披露宴に関連する装飾・装花・音響・照明・映像・演出等につきましては、ホテルの指定業者によりご手配させていただきます。お客様がホテルの指定業者以外に直接依頼される場合は、事前にホテルへご連絡

絡いただき了承を得た後にご手配下さいますようお願いいたします。又、持込に関して料金が発生する項目は、別紙「持込料一覧」をご参照ください。

(ご依頼の業者に対する指示)

9. ホテルの了承のもとに、お客様が直接依頼された業者が行う装飾・演出等の機器及び材料の搬入・搬出、設置場所、設置時間の指定等につきましては、ホテルがその業者に直接指示させていただきます。

(禁止事項)

10. ホテル内及びホテル敷地内において次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮下さいますようお願いいたします。
- ①犬、猫、小鳥等ペット類、家畜類等の持込（身体障害者補助犬を除く。）
 - ②発火性及び引火性のある物品の持込
 - ③悪臭を発生するものの持込
 - ④禁煙エリアでの喫煙行為
 - ⑤太鼓等、他の会場に音が漏れ、他のお客様の迷惑になるような演出
 - ⑥備品等の移動
 - ⑦違法に複製された映像や音源、あるいは肖像権や著作権・著作隣接権を侵害するような映像・画像または音源の持込
 - ⑧ご契約時の使用目的以外のご利用
 - ⑨とばく等風紀を乱す行為、または他のお客様の迷惑になるような言動
 - ⑩その他法令で禁じられている行為

(損害賠償)

11. お客様（お客様側の全ての関係者を含みます。）及びお客様が直接ご依頼された業者の方がホテルの施設、什器、備品等を破損しないよう充分ご注意ください。万一、破損・損傷等が発生した場合には修理していただくか、損害賠償をしていただくこととなりますのでご承知おき願います。

(解約)

12. お客様が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることや、既にご契約いただいている場合でも解約させていただくこと、又、既に開宴されている場合でもホテルもしくは宴会場から退出していただくことがあります。
- ①「予約金」「前受金」の項目に規定する予約金、前受金をお支払いいただけないとき
 - ②「禁止事項」の項目に規定する禁止事項に該当しホテルの指示に従わないとき、またはそのおそれがあるとホテルが判断したとき
 - ③お申込者、またはご披露宴にご出席されるお客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、反社会的団体の構成員、暴力団関係企業、関係者及び支配する法人・団体の関係者である場合
 - ④お客様またはご披露宴のご出席されるお客様に対し、抗議行動、いやがらせ等が予想され、他のお客様や近隣地域に迷惑がかけるとホテルが判断した場合
 - ⑤ご披露宴にご出席されるお客様が明らかに感染症にかかっている場合、もしくは感染により他の者が罹患するおそれのある疾病にかかっている場合
 - ⑥法令または公序良俗に反する行為のおそれ、あるいは他のお客様にご迷惑をおかけするおそれがあるとホテルが判断した場合

(代金の請求)

13. ご披露宴の代金は、ご披露宴が済み次第代金から既にお支払いいただきました予約金及び前受金を差し引いた額を速やかにご請求いたします。お客様は請求書到達後2週間以内にホテルの指定口座に振込む(手数料はお客様負担)かご持参いただきますようお願いいたします。この期間を過ぎますと延滞金をいただくことがございます。

(取消料)

14. ご契約いただきましたご披露宴の取消をされる場合は、下記により取消料をお支払いいただきますのでご了承ください。ただし、事情によりこの額を減額し、または免除する場合があります。

①当日の90日前まで

- ・予約金及び実費

②当日の89日前から30日前までの間

- ・予約金及びご披露宴会場の6時間の室料と実費

③当日の29日前から10日前までの間

- ・予約金及びご披露宴お見積金額の50%

④当日の9日前から前日の午前中までの間

- ・予約金及びご披露宴お見積金額の80%

⑤当日の前日(正午)から当日までの間

- ・予約金及びご披露宴お見積金額の100%

(実費とは手配済みによる印刷代等の諸費用をいいます。)

(免責事項)

15. ご披露宴に際し、お持込みのお荷物・商品等はおお客様ご自身の責任のもとに管理していただいております。またクロークにおいて、お客様のお荷物をお預かりしておりますが、現金、貴重品等のお預かりはお断りさせていただきます。万一、事故・盗難等が発生した場合ホテルは一切責任を負いかねますので予めご承知おき願います。

又、天災地変、法令に基づく公権力の行使、もしくは関係行政機関の指導による使用禁止等、お客様及びホテルのいずれの責にも帰すことのできない事由によりご披露宴の履行が不可能または著しく困難になった場合につきましては、お客様、ホテル双方とも免責とさせていただきます。

(個人情報の取扱い)

16. お客様から提供される個人情報につきましては、ホームページ等で公表しておりますホテルの「プライバシーポリシー」に則り適切に取り扱います。